

宮城教育大学附属小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」により、「いじめ」を次のように定義している。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

1 基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

本校では、「いじめを絶対に許さない学校づくり」をこれまで以上に推進する。また、児童の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの迅速で的確な対応等、いじめの予防と解決のための総合的な対策を講ずることに教職員が一丸となり取り組むこととする。

2 いじめ問題対策委員会の設置

(1) 設置

深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの予防と解決のための総合的な対策を推進するために、宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会を設置する。

次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講じる。

ア いじめの実態把握に関すること

イ 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること

ウ その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

(2) 構成

いじめ問題対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- ・委員長は校長、副委員長は副校長とする。
- ・委員は、PTA会長、学校評議員代表、教頭、主幹教諭、指導部長、指導部副部長、各学年主任、養護教諭とする。
- ・必要に応じて、附属学校課、大学、宮城県警仙台北警察署、仙台市発達相談支援センター、仙台市児童相談所等の関係諸機関と連携を図り、参加を要請する。

(3) 年間計画（予定）

月	内 容
4月	職員研修会（道徳・特活） 運営委員会（児童情報交換） 学校経営説明会 PTA総会 学年学級懇談会 授業参観 職員会議（いじめ防止基本方針確認）
5月	PTA運営委員会 運営委員会（児童情報交換）
6月	特別支援部会 運営委員会（児童情報交換）
7月	インターネット安全教室（6年） 特別支援全体会 運営委員会（児童情報交換） フリー参観 学校評議員会 個人面談・家庭訪問
8月	いじめ防止連絡協議部会 運営委員会（児童情報交換） 学校評価（校内）
9月	心のアンケート調査① PTA運営委員会 運営委員会（児童情報交換）
10月	職員研修会（道徳・特活） 運営委員会（児童情報交換）
11月	特別支援部会 運営委員会（児童情報交換）
12月	学校評価アンケート実施 教育課題研修会 運営委員会（児童情報交換）
1月	心のアンケート調査② 授業参観 PTA運営委員会 運営委員会（児童情報交換）
2月	特別支援全体会 授業参観 学年学級懇談会 運営委員会（児童情報交換） 学校評価説明会 学校評議員会 PTA運営委員会
3月	運営委員会（児童情報交換）

3 基本的施策

(1) 道徳教育の充実

① 推進体制

- ・児童の発達段階を踏まえ、学校の教育活動全般を通して適切に行う。
- ・各教科・各領域との「関連を図る。
- ・児童の実態に応じた全体指導計画を作成し、指導に当たる。
- ・家庭及び地域社会との連携を十分に図っていく。

② 各学年部の主なねらい（いじめに関連した事項を中心に）

ア 低学年部（1・2年）

- ・感謝と思いやりの心を持ち、豊かな対人関係を築く。
- ・社会生活上のきまりを守る。

イ 中学年部（3・4年）

- ・生命尊重、公共心、向上心、規律を守ろうとする気持ちを育む。

ウ 高学年部（5・6年）

- ・感謝と思いやりの心を持ち、自他を尊重した豊かな人間関係を築く。

③ 具体的な取組

ア 児童活動等

- ・異年齢集団による交流

イ 交流及び共同学習

- ・学校間交流（附属幼稚園、附属中学校、附属特別支援学校の幼児、児童生徒との交流）

ウ 学校環境整備

- ・校内外の美化・緑化活動，清掃活動

エ 家庭との連携

- ・懇談会，学年PTA行事
- ・個人面談，家庭訪問
- ・個別の教育支援計画の活用

(2) 早期発見のための措置

いじめを早期に発見するために，本校の児童に対して定期的な調査やその他必要な措置を講ずる。

① 体制整備

- ・学校における相談体制の充実
- ・児童の悩み等を受け止める体制の整備
- ・いじめ問題対策委員会の適時，適切な開催と各学年の連携

② 組織的対応

- ・学校全体での対応
- ・教職員間の緊密な情報交換や共通理解の深化
- ・共通理解・共通行動の徹底

③ いじめ発生時の対応

- ・児童のみならず，保護者の訴えに対する謙虚な傾聴
- ・関係者全体で取り組む姿勢の醸成

④ 啓発活動

- ・いじめに対する方針や指導計画等の公表
- ・保護者や地域の方からの理解と協力

(3) 相談体制の整備

児童がいつでも，どこでも，誰とでも安心して相談できるような雰囲気づくりに努めることを大切にす。

① 養護教諭の役割強化

- ・児童の僅かな変化を見逃さない観察力
- ・保護者との関係強化と情報収集力の育成

② スクールカウンセラー，メンタル相談員の活用

- ・児童及び保護者からの相談への的確な対応
- ・教員に対する適切な指導助言
- ・教職員のいじめ防止に対する資質能力の向上を図るうえでの助言

③ 校内における相談組織体制の強化

- ・学年間のより一層の連携強化
- ・学級担任，学年主任，指導部長，主幹教諭，教頭，副校長，校長の報告・連絡・相談体制の常態化

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 講演会の開催
 - ・ネット被害と未然防止対策（講師：宮城教育大学情報処理センターの先生等）
- ② 保護者向けフィルタリング機能の普及促進
- ③ 本校の教職員，保護者，スマートフォン等を携帯している児童向けの情報モラルの啓発

(5) 人材の確保

- ① 外部専門家（教育相談を中心に）の活用
 - ・スクールカウンセラー，メンタル相談員の積極的活用
- ② 関係諸機関との連携と情報の共有化
 - ア 仙台市
 - ・仙台市発達相談支援センター
 - ・仙台市児童相談所
 - イ その他
 - ・宮城県こどもセンター
 - ・法務省人権擁護局

(6) 調査研究の推進

いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方等，いじめ防止のために必要な事項やいじめ防止のために対策の実施状況について調査，検証を行う。

- ① アンケート調査の実施
 - ・対象：児童，保護者，教員
- ② 定期的な面談
 - ・カウンセラー等と児童との面談
 - ・カウンセラー等と保護者の面談
 - ・メンタル相談員と教員との面談
- ③ 児童の行動観察
 - ・学級担任，学年主任を中心とした日常の行動観察
 - ・養護教諭による行動観察
 - ・特別支援室長，特別支援員，主幹教諭，教頭，副校長，校長による行動観察
- ④ 連絡帳等による情報収集
 - ・学級担任，学年主任を中心に連絡帳等からの認知
 - ・メール，ブログ等からの認知（主幹教諭，研究主任，情報担当）

(7) 啓発活動

いじめが児童の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談体制や救済体制等について，必要な広報及び啓発活動を行う。

- ① 教育相談のお知らせ
 - ・児童に対する学級担任等からの呼び掛け
 - ・保護者向けプリントの配付
 - ・お便りによる事案の紹介等

② 各種研修会の開催

- ・心身に及ぼす影響，防止の重要性，救済体制等の研修会の実施
- ・教職員，保護者，地域の方を対象とした研修会
- ・必要に応じて児童向けの研修会の実施

4 個別のいじめに対する措置

児童からいじめに係る相談を受けた場合，いじめの事実があると思われる場合等，速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うために，次に示す措置を講ずる。

また，いじめを止めさせるとともに，いじめの再発防止を徹底して図る。複数の教職員により，心理，福祉等に関する専門的知識を有する方の協力を得ながら，いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童に対する指導，その保護者に対する助言を継続的に行う。

(1) いじめの事実確認

① 本人からの聞き取り

- ・5W1H（いつ，どこで，誰に，何を，どのように）により，事実関係の的確な把握
- ・直接聞き取りの実施
- ・必要に応じて保護者同席
- ・時間を掛けた聞き取り
- ・複数の教職員の同席，必要に応じてマンツーマンの聞き取り
- ・児童本人の希望を優先
- ・児童本人の話に傾聴する姿勢
- ・フラッシュバックも十分に考慮しながらの聞き取り

② 友達，周囲からの聞き取り

- ・5W1H（いつ，どこで，誰に，何を，どのように）により，事実関係の的確な把握
- ・直接聞き取りの実施
- ・児童一人一人からの聞き取り
- ・複数の児童一緒の聞き取り

③ 事実関係の照合

- ・児童本人，友達や周囲の児童からの情報を照合
- ・相違点に係る事項の再聞き取り

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

必要があると認めるときは，いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

いじめを受けた児童の保護者，いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きないように，いじめの事実に関わる情報を双方の保護者と共有するための措置も十分に考慮する。

① 児童に対する支援

- ・児童のつらさや悔しさに対する十分な受容
- ・具体的な支援内容の提示
- ・認め励ましによる自信の喚起
- ・人間関係の確立

- ・自己理解の深化，改善点の克服
- ・継続的で十分な心理的ケア
- ② 保護者に対する支援
 - ・的確ないじめの事実の報告
 - ・児童本人を守る確固たる姿勢
 - ・きめ細やかなコミュニケーション
 - ・信頼関係の構築

(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

いじめが，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを確実に認識させる。

- ① 児童に対する指導
 - ・事実関係，背景，理由等の確認
 - ・不満や不安等の訴えに対する十分な傾聴
 - ・いじめられる児童のつらさ，悔しさへの気付き
 - ・課題解決のための援助
 - ・役割体験等を通した所属意識の高揚
 - ・十分な心理的ケア
 - ・毅然とした指導の必要性
 - ・いじめを行った児童に対する懲戒については慎重に検討
- ② 保護者に対する助言
 - ・事実の的確な報告
 - ・相手側の心情（怒り，不安等）の理解
 - ・具体的な助言
 - ・立ち直りへの協力
 - ・必要に応じて関係機関との連携

5 関係諸機関との連携

いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言，その他，いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下，適切に行われるように関係諸機関，学校，家庭，地域社会等の連携の強化，その他必要な体制整備に努める。

(1) 公的機関

- ① 仙台市児童相談所 TEL 022-718-2580
- ② 宮城県中央児童相談所（まなウエルみやぎ内） TEL 022-784-3583

(2) 警察関係

① 所轄の警察署

いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときには、所轄の警察署と連携し、対処する。本校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ 仙台中央警察署 TEL 022-222-7171
- ・ 仙台北警察署 TEL 022-233-7171
- ・ 仙台南警察署 TEL 022-246-7171
- ・ 仙台東警察署 TEL 022-231-7171

6 その他

(1) 学校評価における留意事項

いじめに関し適正に学校評価を行うに当たり、次のことに留意する。

- ・ いじめの事実隠蔽がないこと
- ・ いじめに関する適切な実態把握
- ・ いじめに対する措置の適切性
- ・ いじめの早期発見の取組
- ・ いじめ再発防止のための取組

(2) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるように、附属学校間、また近隣の小中学校とこれまで以上の連携協力体制を整え、事案・措置等の情報の共有化を図る。

ア 附属学校 附属幼稚園，附属中学校，附属特別支援学校

イ 近隣小学校 上杉山通小学校，北六番丁小学校，小松島小学校，木町通小学校
通町小学校，台原小学校

ウ 近隣中学校 上杉山中学校，五城中学校

(3) 教職員に対する研修

- ・ いじめ理解の深化…いじめ対応に係る研修会への参加等
- ・ 適切な学級・学年集団づくりを推進する力の育成
- ・ 問題解決に向けた教職員同士の円滑なコミュニケーション能力の育成
- ・ 日常の情報交換
- ・ 陰湿ないじめに対する認識の強化
 - …目配り，気配り，心配り
 - 教職員の気付かないところで続くいじめ
 - 適切な指導等

(4) その他

- ・ 必要があると認められるときは、学校基本方針を改訂し、あらためて公表する。

いじめ問題対策委員会規程

宮城教育大学附属小学校

(設置)

第1条 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止と解決のための総合的な対策の推進を図るため、宮城教育大学附属小学校いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずるものとする。

- 一 いじめ問題の総合的対策の基本方針の策定に関すること
- 二 いじめの実態把握に関すること
- 三 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- 四 その他いじめ問題等の対策に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は校長、副委員長は副校長をもって充てる。
- 3 委員は、PTA会長、学校評議員代表、教頭、主幹教諭、指導部長、指導部副部長、各学年主任、養護教諭をもって充てる。
- 4 対策委員会は、委員長が招集し主宰する。

(対策委員会の開催)

第4条 対策委員会は、必要な場合に開催する。

(事務局)

第5条 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、指導部をもって充てる。
- 3 事務局長は、指導部長をもって充てる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めた場合に、対策委員会に地域の方や関係諸機関の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

付則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。